

平成19年度の予算案まとまる

総額2912億2242万円

予算案の内訳

区分	予算額	前年度比
一般会計	1486億1950万円	6.1%減
特別会計	991億6293万円	10.4%減
企業会計	434億3999万円	101.2%増
合計	2912億2242万円	0.3%増

(注1)一般会計のうち、借換債を除く実質的な予算額は1461億8450万円(前年度比0.9%増)

(注2)下水道事業会計は、平成19年度より特別会計から企業会計へ移行

市は、平成19年度の予算案をまとめました。予算総額は2912億2242万円。内訳は、一般会計1486億1950万円、特別会計991億6293万円、企業会計434億3999万円です。前年度予算に比べて総額で0.3%増、一般会計で6.1%減となっています。なお、一般会計のうち、借換債を除く実質的な予算額は0.9%増の1461億8450万円となっています。

また、一般・特別会計を合わせた平成19年度末における基金残高(市の貯金)の見込みは148億9045万円、市債残高(市の借金)の見込みは2074億9049万円となっています。

この予算案は、現在開会中の3月定例会市議会で審議されています。問合せは財政課(0798・35・3414)へ。

新年度予算編成を取り巻く状況は

歳出では、人口増や高齢化の進展による扶助費等の増、退職手当の増が見込まれ、借換えにともなう償還分を除いた公債費も依然として高水準が続いています。一方歳入では根幹となる市税収入が景気の回復や定率減税の廃止などにより5年ぶり

新年度予算の特徴は、本市の財政状況によりや、より、財源不足額を圧縮し、財政基金の取崩し額を5億円程度に抑制した予算編成を行うことができました。

具体的事業については、本紙5面から8面に詳しく紹介しています。

市民1人あたりでは...

1月1日現在の推計人口47万2864人で算出

◆一般会計予算...31万4296円

目的別にみると次のとおりです

生涯福祉の充実に
民生費 9万5340円

高度情報ネットワーク推進や文化振興に
総務費 2万9228円

借入金の返済に
公債費 5万8700円

保健医療、環境学習、清掃事業に
衛生費 2万6331円

道路や公園の整備、維持管理に
土木費 4万6850円

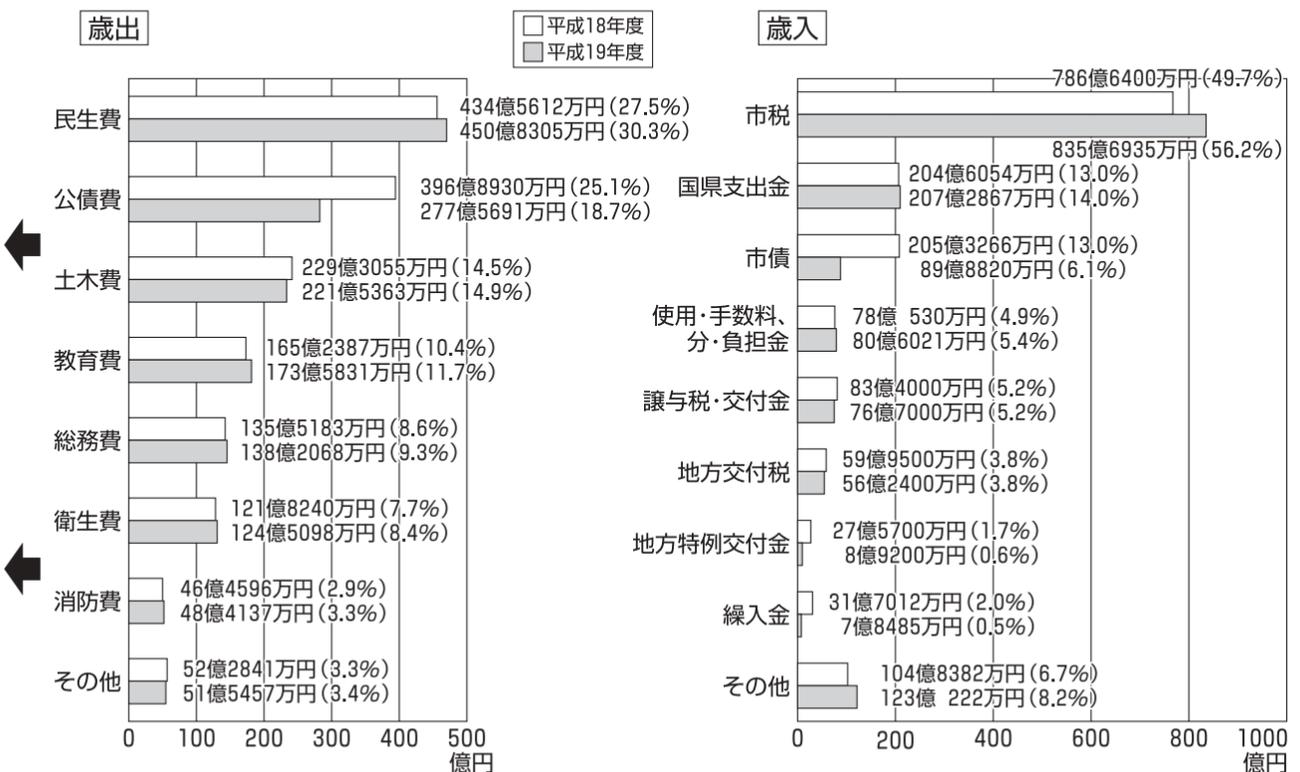
消火・救急活動に
消防費 1万238円

学校教育や社会教育の充実に
教育費 3万6709円

その他
1万900円

◆基金残高と市債残高(一般会計と特別会計分)
基金残高... 3万1490円
市債残高... 43万8795円
(平成19年度末見込み)

一般会計 総額1486億1950万円の内訳



※グラフ中、%は構成比率を表す

3月末日で廃止します

市は、第3次西宮市行政改善実施計画の取り組みの一環として、住民票の写しの交付など各種証明書の取扱い件数が少ない鳴尾支所浜分室(枝川町9-7)と、甲東支所上ヶ原分室(上ヶ原三番町6-22)・段上分室(段上町2丁目10-23)を3月末日で廃止します。

4月以降、3分室で取り扱っている戸籍の全部・個人事項証明書、戸籍附票、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍附票、住民票の写し、印鑑登録証明書のみの交付となります。

アクト西宮ステーション 月曜～金曜の午前9時～午後7時半と土・日曜、祝日(年末年始を除く)の午前9時～午後7時、ただし月曜・金曜の午後5時半～7時半と土・日曜、祝日は取扱い業務に一部制限あり(事前に必ず問合せを)平成18年2月から、個人

市からの伝言板

⑤行財政改善の取り組みについて

市は、直面している財源不足の解消を図るため、平成17年2月に「第3次西宮市行政改善実施計画」を策定しました。市長をはじめ

めとする特別職の報酬等の減額や職員の給料の削減など内部管理経費の見直しを行うとともに、市民福祉金の廃止など市民サービスにかかわるものについても見直しを進めてきました。

また同計画では、経費の削減だけでなく、新たな財源の確保や事業経費の削減にも取り組んでおり、現在、市が所有する様々な資産において民間企業の広告掲載やタイアップ等を積極的に検討する「広告事業」を実施しています。図書館では、あらかじめ広告主が広告を印刷した図書貸出票印刷用感熱ロール紙の寄付提供を受け、これにより年間約60万円の経費を削減することができました。削減した経費は、図書資料等の購入代金に充てられます。

今後も人口増による新たな行政需要が見込まれるなど堅実な財政運営が求められています。引き続き行財政改善の取り組みについて、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合せは行財政改善推進グループ(0798・35・3399)へ。

個人情報保護のため住民票の写しや戸籍全部・個人事項証明書などの交付を行う際に、本人確認を行う必要があります。交付を受ける際は必ず本人確認書類(運転免許証や健康保険証、住民基本台帳カードなど)の提示をお願いします。

《その他の交付方法》
郵送請求の方法 戸籍全部・個人事項証明書、戸籍附票、住民票の写しは郵送で請求することができます(事前に必ず問合せを)
時間外交付の方法 住民票の写しは、電話または市のホームページ(アドレスはページ下参照)で申込をすると、申込を行った日と翌日(金曜日に申込をした場合は翌々日まで)の次の時間に市役所本庁舎地下1階の守衛室に各支所の宿直室で受けることができます(受取りは本人・同一世帯員に限る。事前に必ず問合せを)
【交付時間】月曜～金曜の午後5時半～10時と土・日曜、祝日の午前9時～午後10時